

## 難病医療費助成制度について

『難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）』に基づき指定される指定難病について、治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い、治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する制度。

### 指定難病

下記の5つの要件を満たす疾病のうち、厚生労働大臣が指定した331疾病

- ① 発病の機構が明らかでない
- ② 治療方法が確立していない
- ③ 長期の療養を必要とする
- ④ 患者数が人口の0.1%程度に達しない
- ⑤ 客観的な診断基準等が確立している

### 医療費助成の対象者

指定難病にかかっていると認められる者であって、次のいずれかに該当する者

- ① その症状の程度が厚生労働省大臣が厚生科学審議会の意見を聞いて定める程度（「診断基準」・「重症度」が満たしている）である者
- ② 当該支給認定の申請のあった月以前の12か月以内に医療費が33,330円を超える月数が既に3か月以上ある者

### <助成対象医療の内容>

範囲：指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病（合併症）に関する医療

医 療	介 護
<ol style="list-style-type: none"> <li>① 診察</li> <li>② 薬剤の支給</li> <li>③ 医学的処置、手術及びその他の医療</li> <li>④ 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護</li> <li>⑤ 病院または診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 訪問看護</li> <li>② 訪問リハビリテーション</li> <li>③ 居宅療養管理指導</li> <li>④ 介護療養施設サービス</li> <li>⑤ 介護予防訪問看護</li> <li>⑥ 介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>⑦ 介護予防居宅療養管理指導</li> </ol>

### <指定医療機関について>

特定医療を実施する指定医療機関は都道府県により指定される。

指定医療機関の指定対象は、病院、診療所、薬局、訪問看護事業所等が規定されている。

※参考：訪問看護の利用に関する基本的制度

訪問看護ステーションを利用する場合は、指定難病のための訪問看護であること及び指定医療機関からの指示書があり、

訪問看護ステーションも指定を受けている必要がある。



### <指定医制度について>

申請において必要となる臨床調査個人票を作成する医師は、都道府県知事の指定を受ける必要がある。

	要 件	患者の新規の認定の際に必要な臨床調査個人票の作成	患者の更新の認定の際に必要な臨床調査個人票の作成
難病指定医	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 診断または治療に5年以上従事した経験があり、申請時点において、関係学会の専門医の資格を有していること</li> <li>② 診断または治療に5年以上従事した経験があり、一定の研修（※1）を修了していること</li> </ol> ※1：1～2日程度の「指定医研修」（年1回）	○	○
協力難病指定医	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 診断または治療に5年以上従事した経験があり、一定の研修（※2）を修了していること</li> </ol> ※2：1～2時間程度の「協力難病指定医」研修【今年度：4/30開催済み】（年1回）	×	○

※1・2の研修日程等については、愛媛県ホームページ「難病対策」で検索してください。

<対象医療費の自己負担上限額等について>

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限額 (患者負担割合：2割、外来+入院)		
			一般	高額かつ 長期 ※	人工呼吸器 等装着者
A	生活保護	—		0	
B1	低所得Ⅰ	市町村民税 非課税(世帯)	年収 ~80万円	2,500	
B2	低所得Ⅱ		年収 80万円超	5,000	
C1	一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上7.1万円未満		10,000	5,000
C2	一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満		20,000	10,000
D	上位所得	市町村民税 25.1万円以上		30,000	20,000
入院時の食費				全額自己負担 (生活保護受給者は自己負担なし)	

※：高額な医療が長期的に継続する患者の取扱い（“高額かつ長期”）

課税世帯（非課税世帯は申請の必要なし）で支給認定を受けて6か月経過しており、認定された疾病にかかる高額な医療費を長期で支払っている場合、自己負担上限額が軽減される特例。

◎対象者：月ごとの医療費総額（10割分）が50,000円を超える月が年間6回以上ある者

<情報検索サイト>

- ・厚生労働省ホームページ「難病対策」で検索
- ・難病情報センター（サイトのURL <http://www.nanbyou.or.jp/>）
- ・愛媛県ホームページ「難病対策」で検索

【問合せ先】

八幡浜保健所 健康増進課  
難病・母子保健係  
〒796-0048  
八幡浜市北浜1丁目3番37号  
TEL：0894-22-4111（内線285・286）



今後ともよろしくお願いたします。